

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名              |
|-------|-------------------|
| 12    | 軽自動車税賦課事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東大阪市は、軽自動車税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために、十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

・本市では、個人情報保護条例及び東大阪市情報セキュリティ基本方針により、個人情報保護並びに情報システムに関するセキュリティ対策を実施している。  
・個人情報を処理する業務を外部に委託する場合は、契約に秘密保持に関する条項を含め個人情報を保護している。

## 評価実施機関名

東大阪市長

## 公表日

令和3年9月1日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称                   | 軽自動車税賦課事務  |
| ②事務の概要                   | 地方税法及びこれらに基づく条例のうち、軽自動車税に関する事務<br>1. 軽自動車税(種別割)の賦課に関する事務<br>2. 軽自動車税(種別割)の減免に関する減免事務<br>3. 軽自動車税(種別割)課税情報の照会事務 |
| ③システムの名称                 | 軽自動車税システム、税宛名システム、中間サーバー、共通基盤システム  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| 軽自動車税情報ファイル              |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | 番号法第9条第1項 別表第1の16項   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>                     |
| ②法令上の根拠                  | 番号法第19条第8号 別表第2の27項  |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| ①部署                      | 東大阪市税務部税制課   |
| ②所属長の役職名                 | 税制課長   |
| 6. 他の評価実施機関              |  |
|                          |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先                      | 東大阪市市長公室広報広聴室 市政情報相談課<br>〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号 電話:06(4309)3123  |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| 連絡先                      | 東大阪市税務部税制課<br>〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号 電話:06(4309)3134   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                 |  |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1万人以上10万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和2年4月1日 時点     |  |
| 2. 取扱者数                                |                 |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]      | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和2年4月1日 時点     |  |
| 3. 重大事故                                |                 |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]        | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                      |                                |  |
|--|--------------------------------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |                                | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                     |                                |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                     | [ 十分である ]                      | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |                                |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                    | [ 十分である ]                      | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か            | [ 十分である ]                      | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                              |                                |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                  | [ 十分である ]                      | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない |                                |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ ]                            | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)            |                                |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                     | [ 十分である ]                      | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                      | [ 十分である ]                      | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 7. 特定個人情報の保管・消去  |                                |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                                | [ 十分である ]                      | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 8. 監査  |                                |  |
| 実施の有無  | [ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ O ] 外部監査 |  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発  |                                |  |
| 従業者に対する教育・啓発   | [ 十分に行っている ]                   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

